

排水設備等計画(変更)確認申請書を提出される指定工事店様へ

- ① 『申請書』は、必ず **着工前に提出** し、『**確認通知書**』**発行後に着工**してください。
(受付時に発行予定日を通知します。それ以降に取りにきて頂き、**検査時に持参**してください)
- ② 『申請書・位置図・図面(平面・縦断面図)』は **2部** 提出してください。
 - ・「**屋外の足洗い場(ガーデンパン等)**」について
屋根があり雨水の流入がない場合は、泥だめ柵を設置し下水道に接続してください。
また屋根がない、もしくは屋根はあるが雨水の流入が予測される場合は雨水柵に接続してください。
 - ・宅内排水は敷地内で1つにまとめ、「**公共ます**」には**1本の配管で接続**してください。
- ③ 『浄化槽使用廃止届出書』は、**3部** 提出してください。(原本3部 ※コピー不可)
 - ・「**浄化槽汚泥の引き抜き**」は**大和清掃企業組合(Tel0745-52-3372)**に直接連絡し、引き抜きを行ってください。
 - ・「**トイレの汲み取り**」は葛城市クリーンセンター(Tel0745-44-5300)が行いますので、別添の『葛城市クリーンセンター打ち合せ表』に下水道課の受付印を押印してもらい葛城市クリーンセンターに提出してください。
- ④ **助成金制度について**
下水道供用開始後3年以内に接続工事(浄化槽または汲み取りから下水道への切り替え)を完了した場合、助成金制度が適用され **50,000円** (1住戸1回限り)が助成されます。
※官公庁、会社、その他法人は対象外となり、また市税の滞納がないことも条件となります。
- ⑤ 『完了届・開始届・助成金関係書類』は **1部** 提出してください。
- ⑥ 当初申請図面と現地が**やむを得ない事情**により変更となる場合は、**変更事項が発生後速やかに**『変更図面(平面図・縦断面図)』を **2部** 提出して下さい。
※市の管理に影響のない軽微な変更(要確認)は完了時に提出可能とします。
- ⑦ 排水設備工事完了後は、**速やかに「完了検査」を依頼してください。**
(下水道使用開始前に検査を終えてください)
※検査日は**先着順**で、原則、**月・水・金曜日(9時半～11時、13時半～16時半)**で受付いたします。また、引き渡し日や所有者の不在等で上記日程では検査が実施出来ない場合は、別途、**担当者**と**検査日**の調整を行ってください。
※検査では、排水ルートの確認や個々の排水器具からの誤接配管の有無、また排水状況(滞留の有無等)等を確認しますので**現場と最終提出図面との相違がないように**、また検査当日は「**宅内ます**」が**全て確認できる状態**(土間工事中、埋まっている、資材が積まれている等がないように)にしておいてください。
※防護ハット付の「公共ます」において、**ます内のモルタル詰めが撤去されたままの場合**は、指定工事店より申請者に依頼し、撤去業者(外構業者等)に**復旧の指示**をお願いします。